

平成 2 1 年度調査研究報告書

商業施設等における バリアフリーに向けた取り組みに関する実態調査

長野大学 社会福祉学部
伊藤専門ゼミナール

F07036 岡村 菜津美

F07005 秋本 真希

F08053 篠崎 絵理奈

指導：伊藤英一教授

目次

| | |
|----------------------------------|------|
| 1 . はじめに | p.3 |
| 2 . 目的 | p.3 |
| 3 . 調査方法 | p.3 |
| 4 . バリアフリー新法概要 | p.3 |
| 5 . 調査結果 | p.4 |
| 5 - 1 八ヶ岳小淵沢アウトレットモール | p.4 |
| 5 - 2 太陽の子 | p.10 |
| 5 - 3 軽井沢プリンスショッピングプラザ | p.14 |
| 5 - 4 J R 軽井沢駅 | p.18 |
| 6 . 総合考察 | p.19 |
| 7 . 最後に | p.20 |
| 8 . 参考文献 | p.21 |
| 8 - 1 . 参考URL | p.21 |
| 8 - 2 . チェックリスト | p.21 |
| 9 . 謝辞 | p.25 |

1.はじめに

伊藤ゼミでは、「バリアフリー」をテーマとして、福祉住環境コーディネーター検定の資格取得を目指した学習を行い、住みやすい住環境とは何か、バリアフリーとは何かを考えてきた。その住環境について、実際の建築物のバリアフリー化について理解を深めるため、高齢者や障害者等の視点から、バリアフリーにどのくらい取り組まれているのかについて実地調査を行った。

2.目的

高齢者や障害者をはじめとした全ての人々が、安全で快適に利用できる生活環境とはどのようなのかということ考察し、実際の建築物の調査から問題点や解決策を考えることにより、バリアフリーに関する知識や理解を深めることを目的とする。

3.調査方法

今回の調査にあたって、調査対象を選考した結果、八ヶ岳小淵沢アウトレトリゾート(山梨県小淵沢町)、バリアフリーペンション太陽の子(山梨県小淵沢町)、軽井沢プリンスショッピングプラザ(長野県軽井沢町)の4か所を調査することにした。

なお、軽井沢プリンスショッピングプラザでの調査には、車いす利用者の藤井由布子さん(神奈川県横浜市在住)をお招きして、一緒に調査にあたった。

調査においては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」を基準として使用した。調査項目は、出入口、廊下(通り道)、階段、傾斜路又はエレベーターその他昇降機の設置、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場、浴室、ホテル旅館の客室、標識、案内設備である。また、調査においては実際に施設を使用する際のバリアフリー新法以外の要素についても考慮した。なお、調査項目である「建築物移動等円滑化基準」及び「建築物移動等円滑化誘導基準」のチェックリストは参考文献として巻末に添付した。

4.バリアフリー新法概要

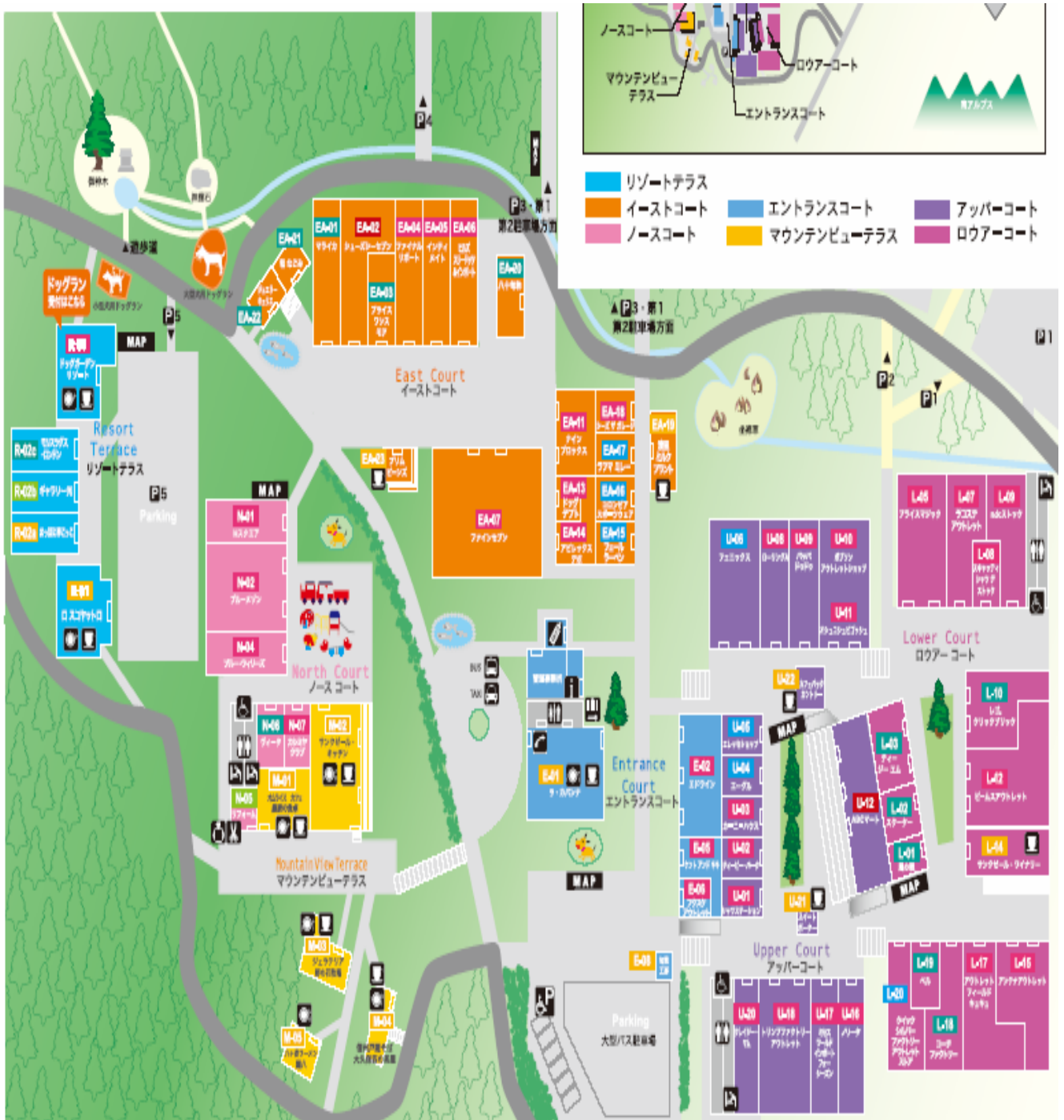
バリアフリー新法とは、以前あったハートビル法と交通バリアフリー法の2つの法律を、一体的・総合的なバリアフリー施策として推進するため、平成18年12月20日に統合・拡充して施行された法律である。

この法律の目的は、「高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするもの」である。

5 調査結果

5 - 1 . ハケ岳小淵沢アウトレットリゾート

マップ





出入口

問題点

- ・扉が両開き戸なため、戸が閉まっている時に車いすで入れない。
- ・出入口付近に商品をディスプレイしている店があり、車いすで入りにくい。
- ・段差があり車いすで入れない。

改善点

- ・扉を自動ドアにする。タッチスイッチ付きの自動ドアを使用すれば、人通りが多い場所でも無駄な開閉がなく適している。
- ・出入口付近には商品を置かず、有効開口幅を十分に確保する。
- ・入口にスロープを設ける。





廊下(通り道)

問題点

- ・ 段差があるため、遠回りをしなければ車いすで店に入りにくい。
- ・ 不必要な板が置かれている為、車いすでは先に進めない。
- ・ 狭い通路がある為、車いすですれ違う際に危ない。

改善点

- ・ 段差及び不必要な板は撤去して、車いすでも通りやすくする。
- ・ 通路を広げ、安全にすれ違えるようにする。





傾斜路又はエレベーター、その他昇降機

問題点

- ・急な傾斜路が多いが、安全対策が不十分である。
- ・スロープが狭い箇所があり、また踊り場がなく車いすでの通行が困難である。

改善点

- ・傾斜路には落下防止の安全柵を付ける。
- ・手すりは傾斜路の長さ分取り付け、手すりの端部は壁側または下方へ曲げ込み、衣類の袖口を引っかけることや、からだにぶつからないようにする。
- ・傾斜路前の段差を解消し、つまずきを防止する。
- ・木材の傾斜路はコンクリートにして腐食を防ぐ。
- ・スロープの幅を十分に確保し、車いすで通行しやすくする。





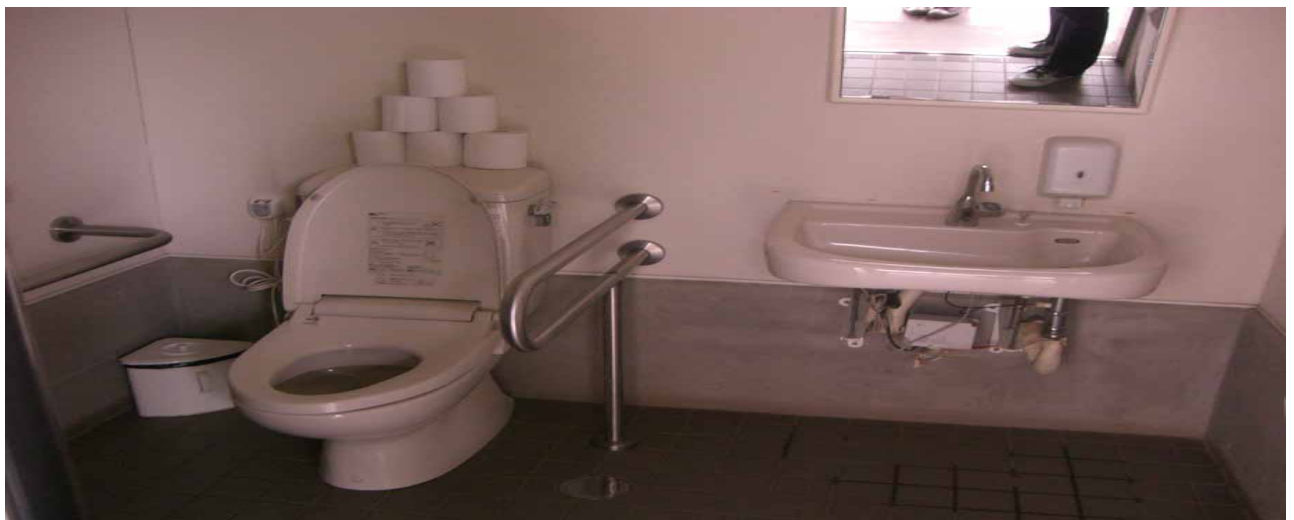
便所

問題点

- ・片引き戸である。また、鍵が固い。
- ・トイレの洗浄レバーが回しにくい。
- ・緊急事態の場合、呼び出しボタンがない為、助けを求められない。

改善点

- ・扉を押しボタンで開閉できる自動ドアに変える。
その際、電灯も自動で付くとなお良い。
- ・非常用押しボタンを設置し、緊急事態の時に外部に知らせる。
- ・洗浄レバーを非接触型のセンサーにするなど、使いやすくする。



敷地内の通路

問題点

- ・ロウアーコートから駐車場へ行く道が砂利で歩きにくい。
- ・車いすではリゾートテラスまで行くことが困難である。

改善点

- ・砂利道はコンクリートにするなど、誰でも通行しやすくする。
- ・車道に歩行スペースを設け、外周からでもリゾートテラスへ行けるように整備する。

案内設備

問題点

- ・マップがわかりにくい。

改善点

- ・すべて同じマップでなく、見ている方向に合わせてたり現在地を中心とするなど、それぞれの位置に合ったわかりやすいマップに変える。

考察

八ヶ岳小淵沢アウトレットモールのバリアフリーに関して、元々テニスコートだった場所を利用して建設されたことから、立地上の関係で段差や急なスロープが多くなってしまふ。そのような条件の中でも、高齢者や子連れの親子そして車いすを使った観光客は訪れる。実際、調査をした日も何人かの車いす利用者がいた。男性の車いす利用者が急なスロープを一人で懸命に上がっている姿は、利用の不便さをうかがえる光景であった。

調査を終えて、大自然の中のアウトレットモールであるが故、問題点は数多くあることが分かった。車いすやベビーカーの貸出、授乳室の設置など利用者にとって便利なサービスがあることは評価でき、今後すべての人が安全で快適にショッピングできる環境づくりを進めてほしいと願う。

5 - 2 . ペンション太陽の子



出入口

玄関から入ってすぐになだらかなスロープがあって良い。また、スロープには滑り止めが付いているし、スロープに沿って壁沿いに手すりが取り付けられている。

問題点

- ・道路から玄関までのアプローチ部分がジャリになっており、車いすでペンションに入るには介助が必要。

改善点

- ・道路から玄関までのアプローチ部分をコンクリートにするのは難しい。そのため、車いすでペンションに入るためにはやはり介助が必要である。手助けをする際に気をつけることとして、車いす利用者の方、またその付き添いの方とコミュニケーションを取りながら介助をするということであると思う。コミュニケーションを取りながら介助をすることにより、その方の体の状況が分かり、その方への対応も考えることができるし、コミュニケーションをとることで介助を安心して任せられるという思いにつながるからである。

廊下

問題点

- ・床がフローリングになっており、滑りやすく、傷がつきやすい。

改善点

- ・可能であれば、カーペットを敷く。車いすで角を曲がる際など、滑りにくくなるし、転倒してもけがを負いにくくなる。また、傷も付きにくくなる。
ただし、車いすタイヤは屋外から上がってくるため、泥などで汚れてしまう。そのため、できるだけ玄関先でタイヤを洗うか、タオルなどで汚れをふき取るようにする。カーペットも、汚れてもすぐ洗いやすいジョイント式カーペットにする。



階段

昇降機が設置されているため、身体障害者でも楽に2階へあがることができる。
両側に手すりが設置されている。

問題点

- ・足元への配慮が少ない。2階と1階で車いすを運ぶ際、足元を注意しないと危ない。

改善点

- ・転倒防止のため、段鼻部分に薄いノンスリップを設置する。
- ・可能ならば、足元に照明を設置する。照明は足元に影ができないように階下と階上の2か所、できれば階段中央付近にも設置する。照度は75ルクス以上が望ましい。

昇降機

問題点

- ・昇降機を使うことを怖いと感じる方がいる。

改善点

- ・昇降機使用を怖がる方に対しては、説明や安全性を丁寧に説明し、昇降機の動きと一緒に介助者が寄り添い、昇降する。



便所

客室からトイレの距離が近く、車いす利用者でも十分使用できるだけの空間である。また、トイレの戸は引き戸になっているため開閉動作が容易である。

問題点

- ・手すりが金属製のため、感触が冷たくてかたい。

改善点

- ・手すりは触感がよい木製あるいは樹脂製被覆のあるタイプにする。



客室

入口を入ってすぐのところに車いす利用者でも使用しやすい客室がある。ベッドは背上げができ、車いすへの移乗が容易になる。

問題点

- ・1階の客室は車いすでも十分使える広さだが、2階客室は入口部分が狭い。

改善点

- ・車いすを廊下へ出しておく。また、トイレへ行く時のことを考え、できるだけ車いす利用者は廊下側のベッドを使用する。



浴室

リフトにより、身体障害者でも容易に入浴が可能である。また、脱衣所も広く、着脱介助もしやすい。

問題点

- ・リフト使用を怖がる方もいる
- ・リフトの吊るされるとくるくるまわり、不安定になる

改善点

- ・使用する本人へ、リフトの安全性や便利性を説明する
- ・介助者が背中を支える。または、浴槽の横に跳ね上げ式の手すりを設置し、リフトに乗りながら手すりを持つことにより安定させる。

考察

身体障害者向けの宿泊施設ということで、階段昇降機や入浴用リフトなど設備が充実していた。昇降機も、リフトも初体験であったが、使い方を理解できればとても便利なものだなと感じた。しかし、昇降機もリフトも怖いと感じ、利用を拒否する利用者もいると話を伺った。確かに、昇降機に乗り、階段を下るときに少し怖いと感じた。また、入浴用のリフトも初めてで操作が難しいと感じ、上から吊るされて怖いと思った。昇降機やリフトを使用する本人はもっと怖く感じているのだろうと思う。

しかし、身体障害者向けに昇降機やリフトを設置しているのだから、ぜひどんどん活用してもらいたいと感じた。そのためには、このような福祉機器の安全性や便利さなどを伝えるのも1つの手段なのではないかと感じた。

5 - 3. 軽井沢プリンスショッピングプラザ

出入口

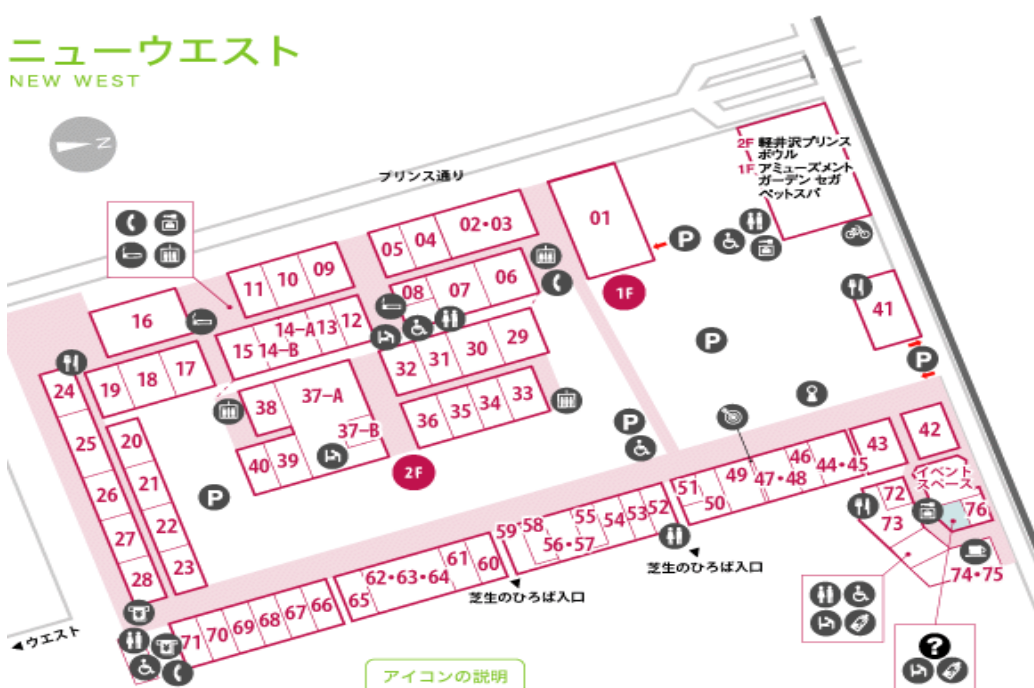
問題点

- ・ 18 番の出入口にロープがあり、車いすが通りにくい。
- ・ お店の出入口の幅が狭い。
- ・ お店の自動ドアがボタンを押さないと入れないことがある。

改善点

- ・ 出入口の幅を広くし、ロープを違うものに変えるべきである。
- ・ 押しボタンではなく、自動ドアにするか、ボタンを下にさげる。

ニューウエスト NEW WEST



廊下(通り道)

問題点

- ・ eastの6番と19番の間の通路でスロープが端にしかなく、車いすでは、途中からお店に入ることができない。
- ・ スロープが完全ではない。

改善点

- ・ 途中からでもお店に入れるよう、スロープの設置。
- ・ きちんと段差がないようにする。



便所

問題点

- ・身体障害者のトイレの出入口が狭い。
- ・男子用トイレに設置してあるため、女性は入りにくい。

改善点

- ・出入口を広くする。
- ・個別に障害者用トイレを設置する。



敷地内の通路

問題点

- ・芝生のひろばが夜になると暗くなって危ない。
- ・軽井沢駅からショッピングプラザの道に段差が数ヵ所あり、車椅子での通行が困難である。

改善点

- ・街灯を設置する
- ・段差をなくす。

案内設備

問題点

- ・ホームページの表示が分かりにくい。
- ・身体障害者トイレの表示が分かりにくい。

改善点

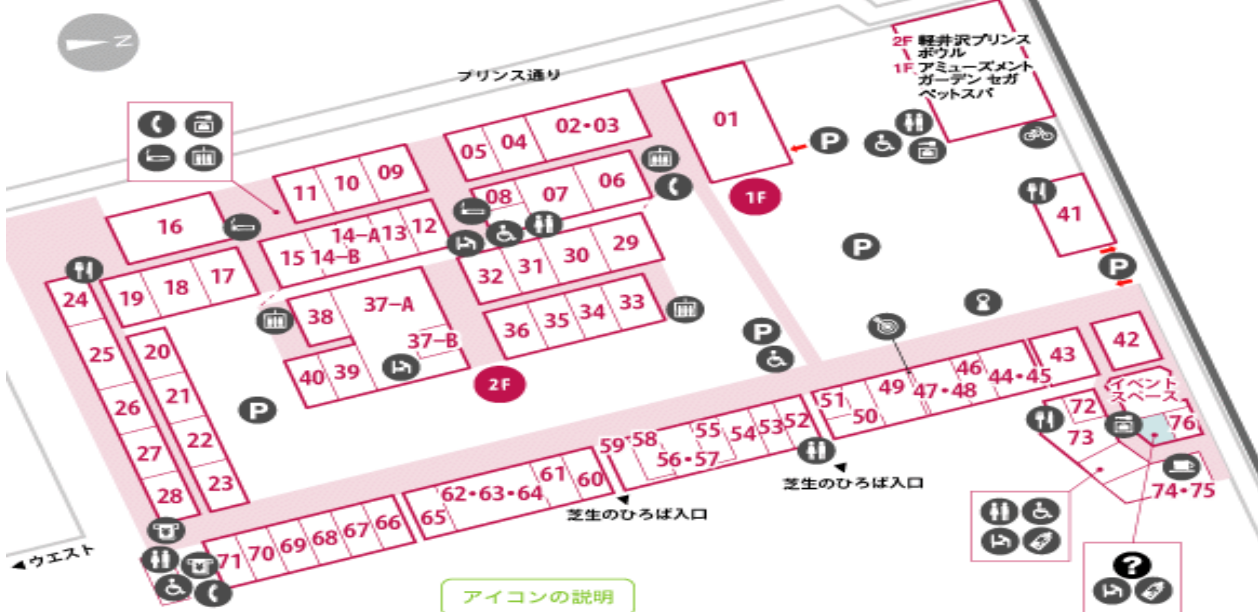
- ・車いすが入れるところなどの表示を付ける。また、お店の紹介なども詳しく載せる。
- ・表示を大きく変える。

考察

敷地内の通路は広く主にメインの通りは幅が十分にとられている。しかし、奥に行くと道幅が狭く、車いすの方には通行が困難であることがわかった。

お店の広さもそれぞれ違うので、行ける所とそうでない所がある。そのため、車いすが十分に通れる広さを確保し、車いすで通行出来ることが望ましいと考える。

ニューウエスト NEW WEST



5 - 4. JR 軽井沢駅

便所

問題点

- ・ 障害者用トイレにしては扉やボタンなど通常のトイレと比べ、孤立している。

改善点

- ・ 配色や扉を障害者の方が気軽に入れるように工夫が必要。



敷地内の通路

問題点

- ・ 駅から出た通路は少し凹凸がある。

改善点

- ・ 多少の凹凸はしょうがないが、車いすによっては通行していて、振動が感じられるので平らな通路にする。



考察

軽井沢駅はトイレやエレベーターの設備が整っていて、使いやすい。ただ、電車・新幹線に乗る際、駅員が補助をしてくれるが、2人で行うので大がかりになってしまうのではないかと考えた。

全体的に広く造られているため、車椅子での行動がしやすいと思う。駅内のお店(お土産屋など)車椅子の方でも気軽に見える環境にあった方がなお良いのではないかと考えた。

6. 総合考察

ゼミでは、ハヶ岳アウトレトリゾート、軽井沢プリンスショッピングプラザ、ペンション太陽の子においてバリアフリー調査を行ってきた。調査は、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、平成 18 年 12 月）

を参考にしながら行った。全体を通しての印象は、バリアフリーを完璧に実現するには難しい点が多くあるということだ。

ハヶ岳アウトレトリゾートは、自然の中にあり、夏でも涼しい場所であった。しかし建物や、道路は、もともと山であった所に無理やり施設を建てたという印象が強い。そのため、施設内を移動する際、「坂道が急である」「道が舗装されていない」と感じる所が多く見られた。特にスロープは、とても急になっており、身体障害者や高齢者には適していない。また、利用円滑化誘導基準チェックリストと照らし合わせてみると、スロープについている手すりの不備や、表面の仕上げの不十分な点が挙げられる。

軽井沢プリンスショッピングプラザは、実際に電動車いすを使用している藤井由布子さんを東京からお招きして、一緒に施設内を周った。東京から軽井沢まで新幹線で来てもらい、そこからショッピングプラザへ行くという流れであったため、JR軽井沢駅内でも調査を行った。JR軽井沢駅の駅員は新幹線が到着する前に簡易スロープを用意してスタンバイしており、新幹線が到着すると、ドアの車両とホームの間に簡易スロープを渡し、藤井さんの降車をテキパキと介助していた。

軽井沢駅を出て、ショッピングプラザへと移動した。JR 軽井沢駅の隣に面するようにショッピングプラザがあるため、交通の便はかなり良いと思われる。通路なども広く作られており、施設内のバリアフリーもほぼ問題はないと感じた。しかし、店によっては車いすでの入店や、店内の移動が困難だと思われる所はいくつかあった。さらに、トイレの入り口の表記が分かりにくいと感じた。

ハヶ岳アウトレトリゾートや、軽井沢プリンスショッピングプラザのような屋外施設は、利用する客の年齢も、障害の有無もそれぞれ異なる。そのため、誰もが使いやすい快適な環境づくりが期待される。

太陽の子は、藤城雄治さん、佐枝子さん夫婦が経営するペンションで、家のような安心感がある場所であった。入口を入ってすぐに、車いすでも泊まることができる部屋があった。他には、階段に昇降機が取り付けられ、お風呂には入浴用のリフトが設置されていた。このように身体障害者でも安心して快適に過ごせる設備が整っている場所であった。しかし、土地の関係で出入口部分はジャリになっており、介助がないと車いすは入れない。また、昇降機やリフトなどの設備が整っているのに、怖がって使用しない方もいるとのことだった。車いすを使用している人は、足が宙に浮くと恐怖を感じるため、リフトの使用を嫌がることもあるようだ。身体障害者でも安心して宿泊できる設備が整っているのだから、ぜひ利用してもらいたいと感じた。そのためには、利用者の恐怖をやわらげる工夫も必要なのではないかと感じた。

以上の 4 か所の調査結果を振り返ってみると、土地や環境などの影響で制限を受けており、完全なバリアフリー化を実現するには難しい点がいくつもあると気がついた。しかし、その中でもバリアフリー化に近づけるための努力は必要である。施設側は最低限の思いやりとして、案内表示を分かりやすくする、疲れた時に少し休めるようにベンチやいすなどをところどころに用意するなどの工夫が考えられる。「身体障害者や、高齢者、子どもがここへ来たら、どのような環境、設備が過ごしやすいのか」ということを考えてほしいと思う。相手を思いやる気持ちや、実行する力がバリアフリーを作っていくのだと感じる。

7 . 最後に

今回のバリアフリー調査全体を通して感じることは、車いすを使用している身体障害者や、杖をついている高齢者は気兼ねなく出かけられる場所が少ないのではないかとということである。各施設、スロープや手すりの設置などの工夫は見られたが、バリアフリー新法に照らし合わせてみると不十分な所は多い。その証拠に、八ヶ岳アウトレトリゾートや、軽井沢プリンスショッピングプラザなどの屋外施設で車いす利用者や、杖をついて歩いている高齢者をあまり見かけなかった。

利用する人全員にとって使いやすい環境づくりは難しい。この調査結果をきっかけにバリアフリーへの取り組みの必要性を少しでも感じてもらえたらと思う。

8. 参考文献

8 - 1 . 参考 URL

- ・ 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
(国土交通省ホームページより)
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.files/00-08checklist2.htm>
- ・ 軽井沢プリンスショッピングプラザホームページ (フロアガイド)
<http://www.princehotels.co.jp/shopping/karuizawa/floor/index.html>
- ・ 交通エコロジー・モビリティ財団
<http://www.ecomo.or.jp/>
- ・ 太陽の子
<http://kobuchisawa.gr.jp/taiyonoko/>

8 - 2 . チェックリスト

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

施設等の欄の「第 条」はバリアフリー新法誘導基準省令の該当条文

一般基準

| 施設等 | チェック項目 | |
|-------------------------------------|--|---|
| 出入口 (第2条) | 出入口 (便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く) | - |
| | (1)幅は90cm以上であるか | |
| | (2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | |
| | ー以上の建物出入口 | - |
| | (1)幅は120cm以上であるか | |
| | (2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか | |
| 廊下等 (第3条) | 幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか | |
| | 表面は滑りにくい仕上げであるか | |
| | 点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) 1 | |
| | 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | |
| | 側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか | |
| | 突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか | |
| | 休憩設備を適切に設けているか | |
| 上記、 は車いす使用者の利用上支障がない部分(2)については適用除外 | | |
| 階段 (第4条) | 幅は140cm以上であるか (手すりの幅は10cm以内まで不算入) | |
| | けあげは16cm以下であるか | |
| | 踏面は30cm以上であるか | |
| | 両側に手すりを設けているか (踊場を除く) | |
| | 表面は滑りにくい仕上げであるか | |
| | 段は識別しやすいものか | |
| | 段はつまずきにくいものか | |
| | 点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) 3 | |
| 主な階段を回り階段としていないか | | |
| 傾斜路又はエレベーターその他 | 階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか | |

| | |
|------------------|--------------------------------|
| の昇降機の設置 (第5条) | 上記 は車いす使用者の利用上支障がない場合(4)は適用除外 |
|------------------|--------------------------------|

- 1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1489 号)
 - ・勾配が1 / 20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1 / 12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- 2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(告示第 1488 号)
- 3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1489 号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- 4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第 1488 号)

一般基準

| 施設等 | チェック項目 | |
|-----------------|---|---|
| 傾斜路 (第6条) | 幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか | |
| | 勾配は1 / 12以下であるか | |
| | 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか | |
| | 両側に手すりを設けているか (高さ16cm以下の傾斜部分は免除) | |
| | 表面は滑りにくい仕上げであるか | |
| | 前後の廊下等と識別しやすいものか | |
| | 点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 1 | |
| | 上記 から は車いす使用者の利用上支障がない部分(2)については適用除外 | |
| エレベーター (第7条) | 必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか | |
| | 多数の者 / 主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー | - |
| | (1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか | |
| | (2)かごの奥行きは135cm以上であるか | |
| | (3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか | |
| | (4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか | |
| | (5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか | |
| | 多数の者 / 主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー | - |
| | (1) のすべてを満たしているか | |
| | (2)かごの幅は140cm以上であるか | |
| | (3)かごは車いすが転回できる形状か | |
| | (4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか | |
| | 不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー | - |
| | (1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか | |
| | (2)かごの奥行きは135cm以上であるか | |
| | (3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか | |
| | (4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか | |
| | (5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか | |
| | (6)かごの幅は140cm以上であるか | |
| | (7)かごは車いすが転回できる形状か | |
| | 不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー | - |
| | (1) (2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか | |
| | (2)かごの幅は160cm以上であるか | |
| | (3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか | |
| | (4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか | |
| | (5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか | |
| | 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー | - |
| | 3 | |
| | (1) のすべて又は のすべてを満たしているか | |
| | (2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか | |

| | | |
|--|--|--|
| | (3)かご内及び乗降口ビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか | |
| | (4)かご内又は乗降口ビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか | |

- 1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1489 号)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- 2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第 1488 号)
- 3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1487 号)
 - ・自動車車庫に設ける場合

一般基準

| 施設等 | チェック項目 | |
|---------------------------------------|---|---|
| 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(第8条) | エレベーターの場合 | - |
| | (1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか | |
| | (2)かごの幅は70cm以上であるか | |
| | (3)かごの奥行きは120cm以上であるか | |
| | (4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合) | |
| | エスカレーターの場合 | - |
| 便所(第9条) | (1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか | |
| | 車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上) | |
| | (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか | |
| | (2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか | |
| | (3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか | |
| | (4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | |
| | 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上) | |
| | 車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く) | |
| ホテル又は旅館の客室(第10条) | 床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上) | |
| | 車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上) | |
| | (1)幅は80cm以上であるか | |
| | (2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | |
| | 便所(同じ階に共用便所があれば免除) | - |
| | (1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか | |
| | (2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様) | |
| | (3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様) | |
| | 浴室等(共用の浴室等があれば免除) | - |
| | (1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか | |
| (2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか | | |
| (3)出入口の幅は80cm以上であるか | | |
| (4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | | |

一般基準

| 施設等 | チェック項目 | |
|-------------------|--------------------------------------|---|
| 敷地内の通路(第11条) | 幅は180cm以上であるか | |
| | 表面は滑りにくい仕上げであるか | |
| | 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | |
| | 段がある部分 | - |
| | (1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入) | |
| (2)けあげは16cm以下であるか | | |

| | | |
|----------------|--|---|
| | (3)踏面は30cm以上であるか | |
| | (4)両側に手すりを設けているか | |
| | (5)識別しやすいものか | |
| | (6)つまずきにくいものか | |
| | 段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか 傾斜路 | - |
| | (1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか | |
| | (2)勾配は1/15以下であるか | |
| | (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除) | |
| | (4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除) | |
| | (5)前後の通路と識別しやすいものか | |
| | 上記、、、(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る | |
| | 上記、、、(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(1)は適用除外 | |
| 駐車場 (第12条) | 車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上) | |
| | (1)幅は350cm以上であるか | |
| | (2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか | |
| 浴室等 (第13条) | 車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上) | |
| | (1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか | |
| | (2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか | |
| | (3)出入口の幅は80cm以上であるか | |
| | (4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | |
| 標識 (第14条) | エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか | |
| | 標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか) | |
| 案内設備 (第15条) | エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く) | |
| | エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか | |
| | 案内所を設けているか(、、、の代替措置) | |

1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第1488号)

視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備までの主な経路に係る基準) 1

| 施設等 | チェック項目 | |
|---------------------|--|---|
| 案内設備までの経路 (第16条) | 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) | 1 |
| | 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか | |
| | 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか | 2 |

1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

2 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

9 . 謝辞

本調査を実施するにあたり、軽井沢プリンスショッピングプラザの調査に同行いただいた藤井由布子さん、太陽の子の調査では藤城雄治さん、藤城佐枝子さん夫婦に多大なご協力を頂きました。深く感謝いたします。

平成 22 年 2 月 1 日発行

本件に関する問合せ先：

<http://www2.nagano.ac.jp/ito/>

長野大学 社会福祉学部 社会福祉学科

伊藤英一（教授）

長野県上田市下之郷 658-1

電話 0268-39-0001(代)